

## 感染症対策のためのマスク等購入支援事業 実施要領

令和 2 年 6 月 3 日

大臣官房長・総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長決定

### (通則)

この実施要領は、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱（令和 2 年 6 月 3 日付け 2 文科初第 247 号文部科学大臣裁定。以下「要綱」という。）に掲げる本事業の実施に関して、必要な細目等を定める。

#### 1. 目的

学校再開等にあたり集団感染のリスクを避け、幼児児童及び生徒が安心して学ぶことができる体制の整備を促進するため、学校設置者が保健衛生用品等の整備に必要な経費を補助するものである。

#### 2 補助対象経費の範囲

補助対象経費については、以下の（1）から（4）に示す範囲とする。

##### (1) 対象学校種

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（高等課程）、各種学校（うち幼稚園、小学校、中学校、高等学校に相当する課程。外国人学校を含む。）、高等専門学校（1～3 学年）を対象とする。

対象とする学校種に配備するために学校設置者が一括で購入する場合も対象とする。

##### (2) 対象品目

別表（保健衛生用品等）に示す品目とする。

##### (3) 対象期間

学校設置者が学校再開等のために令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間に購入した保健衛生用品等を対象とする。

##### (4) 対象経費の費目

消耗品費等（送料等関連する経費を含む）

別表 (保健衛生用品等)

品目	品目の具体例	備考
①マスク等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・布製マスク</li> <li>・紙製マスク</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校等において必要に応じて透明マスク等を整備する場合を含む</li> </ul>
②消毒液等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコールを含む消毒液</li> <li>・次亜塩素酸ナトリウムを含む消毒液</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	
③体温計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非接触型体温計</li> <li>・デジタル体温計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀体温計を除く</li> </ul>
④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手袋 (使い捨て手袋を含む)</li> <li>・除菌シート、脱脂綿 (アルコール綿含む)</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症予防の観点から使用される消耗品に限る</li> </ul>

# 特別支援学校スクールバス感染症対策事業 実施要領

令和 2 年 6 月 3 日

総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長決定

## (通則)

この実施要領は、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱（令和 2 年 6 月 3 日付け 2 文科初第 247 号文部科学大臣裁定。以下「要綱」という。）に掲げる本事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症対策として、要綱第 3 条に定める補助事業者が、特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るための取組や、罹患すると重症化するリスクの高い医療的ケアを必要とする幼児児童生徒等（医師の判断に基づき、個別に通学する必要があると判断された者を含む。）の感染リスクの低減を図るための取組を実施する場合、その取組に要する経費を補助するものである。

## 2. 補助対象経費の範囲

補助対象経費については、以下の（1）から（3）に示す範囲とする。

### （1）対象学校種

国公立の特別支援学校を対象とする。

### （2）対象となる経費

補助事業者において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する間、以下の取組を実施する場合に要する経費（報酬、需用費、委託料、使用料及び賃借料（スクールバス、タクシーの借上料に限る。）等）を対象とする。

#### ①スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組

- ・通常時に運行しているスクールバスの運行台数を増加する場合に要する経費
- ・通常時に運行しているスクールバスの運行回数を増加する場合に要する経費
- ・通常時に運行しているスクールバスの車両を大型等へ変更する場合に要する経費
- ・通常時に運行しているスクールバスに加え、タクシー等（福祉タクシーなど）の運行委託を行う場合に要する経費

#### ②スクールバスに乗車する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒等の罹患を防ぐための取組

- ・スクールバスでの通学の代わりとして、タクシー等による通学を行うための運行委託を行う場合に要する経費

### （3）補助期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において、補助事業者が上記取組を実施した日より 3 か月に達する日までとする。

ただし、地域の感染状況等を踏まえ、上記の期間を超えて取組を実施する必要がある場合には、その経費について予算の範囲内で補助する。

## 3. 留意事項

- ・本事業は、現在の感染拡大を防止する観点から、概ね夏期休業の開始までの間におけ

る取組を想定している。

- 補助事業者においては、本事業に関わらず、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」における、スクールバスの運行に際しての留意すべき点も参考にしつつ、スクールバスの感染症対策に努めること。
- 以下のような場合には、補助対象経費の対象とならないので留意すること。
  - ① スクールバスの運行を停止したことに伴い、幼児児童生徒が通学手段を変更するため、学校設置者がタクシー等の運行委託を行う場合に要する経費
  - ② 通常時に運行しているスクールバス等の消毒等を行うため、増額契約となる場合に要する経費
  - ③ スクールバスを購入、整備するための経費
  - ④ 運転手等（添乗員など）のスクールバス等の運行時以外にかかる報酬
  - ⑤ その他、本事業の目的と異なる用途の経費

## 修学旅行のキャンセル料等支援事業 実施要領

令和2年6月3日

総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長決定

### (通則)

この実施要領は、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱（令和2年6月3日付け2文科初第247号文部科学大臣裁定。以下「要綱」という。）に掲げる本事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

#### 1. 目的

学校の一斉臨時休業期間中に予定していた修学旅行を、中止したり延期したりすることにより発生したキャンセル料等について、保護者の経済的な負担軽減を図るため、本来保護者が負担することとなる経費を学校設置者が負担した場合、その経費を補助するものである。

#### 2 補助対象経費の範囲

補助対象経費については、以下の（1）から（4）に示す範囲とする。

##### (1) 対象学校種

国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、及び専修学校（高等課程）を対象とする。

##### (2) 対象となる経費

修学旅行を中止したことに伴うキャンセル料や延期したことに伴う手数料など、本来保護者が負担することとなる経費を学校設置者が負担した追加的費用を対象とする。

##### (3) 対象となる修学旅行の期間

中止又は延期した修学旅行の出発予定日が、学校の一斉臨時休業期間中（令和2年3月2日～春季休業の開始日の前日まで）のものとする。

##### (4) 対象となる修学旅行

対象となる修学旅行は、学習指導要領の特別活動に位置づけられており、宿泊を伴うものに限ることとし、任意参加の研修旅行などの教育課程外の活動は対象外とする。

専修学校（高等課程）においては、国公立の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校における修学旅行と同様、宿泊を伴い、課程の修了要件に係る活動とする。